

令和4年度新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付要綱(住宅用)

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化につながる温室効果ガスの削減に配慮した新エネルギー及び省エネルギー機器等（以下「機器等」という。）を、新宿区内（以下「区内」という。）において導入しようとする者に対し、新宿区（以下「区」という。）が補助金を交付することにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 建築物の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電する装置をいう。
- (2) CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器 電動式ヒートポンプユニット及び貯湯ユニットから構成される給湯器をいう。
- (3) 家庭用燃料電池 都市ガスから水素を取り出し空気中の酸素と化学反応させて発電させる燃料電池方式のコージェネレーションシステムで、発電のときに発生する熱を利用した給湯器をいう。
- (4) 高反射率塗装 既存建物の屋上や屋根に塗料を塗布することによって、太陽光線を効率よく反射して、屋上や室内に熱をためにくくする工事をいう。
- (5) 雨水利用設備 屋根等に降った雨水を貯め、トイレの水洗や車の洗車、散水等に利用できる設備をいう。
- (6) 断熱窓改修 住宅における既存の窓について、外窓交換、ガラス交換又は内窓を設置することにより断熱性能を高める工事をいう。
- (7) 蓄電池システム リチウムイオン蓄電池部に加え、インバータ等の電力変換装置を備えたシステムをいう。
- (8) LED照明設置 集合住宅共用部における既存の照明設備を、発光ダイオードを使用した照明設備に取り替える工事をいう。照明設備については、誘導灯・非常灯を含む。
- (9) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (10) 管理組合等 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合又は同法第2条第4号に規定する管理者をいう。
- (11) 集合住宅 2以上の住戸を有し、共用部に係る電気契約がある区内の建築物をいう。
- (12) 個人住宅 居住の用に供する区内の建築物をいう。（集合住宅等の専有部を含む。）

(補助対象機器等の要件及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる機器等の要件及び補助金額は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 個人住宅用及び集合住宅用の区分ごとに別表第1に定めるものであって、補助金額については、第5条に規定する補助対象経費と別表第1の補助金額欄に掲げる補助金額とを比較して少ない方の額とする。ただし、一つの機器等につき1,000円未満の端数は切り捨てとする。
- (2) 機器等の設置又は施工を実施していない状態であること。
- (3) 導入する機器等は、未使用のものとし、中古品やリース機器は対象外とする。
- (4) 集合住宅に太陽光発電システムを設置する場合は、集合住宅共用部に電力を供給すること。
- (5) 集合住宅LED照明設置にあつては、集合住宅共用部の機器等を対象とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 個人住宅用

区内に居住又は居住する予定の者で、当該住宅（賃貸住宅及び所有者が複数いる場合にあつては、当該住宅の所有者から当該機器等を設置又は施工することについて同意を得ているものに限る。）に自ら使用する目的で機器等を設置又は施工する者。

(2) 集合住宅用

ア 区内に集合住宅を所有若しくは所有しようとする中小企業者（個人事業者を含む。）で、当該集合住宅（所有者が複数いる場合にあつては、当該集合住宅の所有者から機器等を設置又は施工することについて同意を得ているものに限る。）に機器等を設置又は施工するもの。

ただし、法人又は個人事業税等を滞納している場合は、対象外とする。

イ 区内にある集合住宅において、当該集合住宅に機器等を設置又は施工する管理組合等。

2 前項に規定する者で、過去に新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付要綱に基づく同一の機器等の補助を受けていないこと。

(補助対象経費の範囲)

第5条 補助対象経費は、機器等の設置又は施工に要する経費とする。その範囲は、機器本体、部材及び架台の購入、取付け工事並びに施工に関する費用とする。ただし、消費税相当額、ポイント等を使用して支払う額は除外する。

2 他の補助金制度への申請等により、補助金交付額の合計額が補助対象経費の合計金額を上回る場合は、補助対象経費を上限に補助金額を減額する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、機器等の設置及び施工前に、補助金交付申請書（個人住宅用機器等にあつては第1号様式の1、集合住宅用機器等にあつては第1号様式の2）に、別表第2に掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、一つの機器等について重複して申請はできない。

(申請期間)

第7条 申請期間は、新宿区の休日を定める条例（平成元年3月7日条例第1号）第1条第1項で定める区の休日を除く、令和4年4月11日から令和5年2月10日までとする。

2 前条の申請の受理は、先着順で行う。

3 区長は、申請期間中に、予算の範囲を超えた受付日をもって申請の受付を終了する。

4 予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合は、申請者の中で抽選を行い、補助対象者を決定する。

5 前項の規定により、不交付を決定したときは、第8条に規定する通知書により申請者に通知するものとする。

(交付決定)

第8条 区長は、第6条の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(申請内容等の変更等)

第9条 補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は申請を中止しようとするときは、あらかじめ計画変更届（個人住宅用機器等にあつては第3号様式の1、集合住宅用機器等にあつては第3号様式の2）若しくは計画中止届（個人住宅用機器等にあつては第4号様式の1、集合住宅用機器等にあつては第4号様式の2）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の届出があつたときは、その内容を審査し、計画変更・計画中止届承諾書（第5号様式）により、申請者に通知する。

(報告書の提出)

第10条 補助金交付は、令和5年2月28日までに設置完了報告書（個人住宅用機器等にあつては第6号様式の1、集合住宅用機器等にあつては第6号様式の2）に、次の書類を添付して、区長に提出しなければならない。ただし、区長が認める事項により設置完了報告書の提出ができない場合は、3月末までを期限とする。

- (1) 個人住宅用機器等にあつては、申請時に未提出の場合に限り、居住の確認ができる運転免許証又は3か月以内に発行された住民票の写し等。
- (2) 機器等の設置又は施工に係る領収書等及びその内訳書等の写し。（金額等に変更がない場合は内訳書等を省略することができる。）
- (3) 機器等の設置状態を確認できる写真（LED照明設置を除く）又は施工完了後の写真。
- (4) 太陽光発電システムにあつては、太陽電池モジュールの枚数が確認できる写真。
- (5) CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器、家庭用燃料電池及び蓄電池システムにあつては、型式番号等が確認できる写真。
- (6) 断熱窓改修にあつては、施工箇所ごとの写真及び断熱窓の出荷証明書等。（現場名・事業者名・品名の記載があるもの。）
- (7) 集合住宅共用部LED照明設置にあつては、取り付けたすべてのLED照明器具が確認できる設置工事証明書。（第10号様式）
- (8) その他区長が必要と認める書類。

(手続代行者)

第11条 申請者は、第6条の補助金交付申請、第9条の計画変更届及び計画中止届、前条の設置完了報告について、対象機器等を販売する者等（以下「手続代行者」という。）に対してこれらの手続きを依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとする。

3 区長は、手続代行者が本要綱の規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対して代行の停止を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、第10条の設置完了報告書の提出があつたときは、その内容を審査し、設置要件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定額通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により補助金交付確定額通知を受けた者は、速やかに補助金交付請求書（個人住宅用機器等にあつては第8号様式の1、集合住宅用機器等にあつては第8号様式の2）を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還等)

第14条 区長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、返還を求めることができる。

- (1) 第10条で定める期限までに設置完了報告書が提出されないとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 区長は前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消・返還通知書（第9号様式）により速やかに通知する。既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(調査等)

第15条 区長は、補助金に関し必要があると認めるときは、申請者から報告を求め、又は、自ら調査を実施することができる。

(協力)

第16条 区長は、この要綱による補助を受けて機器等を設置又は施工した者に対し、必要に応じて個々に関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

(雑則)

第17条 この要綱に定めのない事項は、新宿区補助金等交付規則（昭和45年新宿区規則第7号）の定めるもののほか、環境清掃部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

区分	補助対象機器等の要件	補助金額
個人住宅用	1 太陽光発電システム 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)若しくは、IECEE(国際電気標準会議電気機器・部品適合性試験認証制度)に基づく認証機関による太陽電池モジュール認証をうけたもの	出力1kW当たり100,000円 (上限300,000円)※1
	2 CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) JIS基準(JIS C9220)に基づく年間給湯保温効率(ふろ保温機能あり)が2.8以上のもの、又は年間給湯効率(ふろ保温機能なし)が2.9以上のもの ただし、次に掲げる機器については、年間給湯効率又は年間給湯保温効率が2.7以上であること ① 薄型2缶タイプ ② 角型1缶タイプ ③ 容量が200ℓ以下の小容量タイプ(一体型タイプ含む) ④ 多機能タイプ	定額 100,000円
	3 家庭用燃料電池(エネファーム) 一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)に登録されているもの	定額 100,000円
	4 高反射率塗装(対象部分は、屋根又は屋上)※2 次の条件を全て満たすもの ① JIS K5675(屋根用高日射反射率塗料)適合品又は日射反射率(近赤外線領域)50%以上を有するものであること ② 居室上の屋根・屋上部分について施工すること(屋根・屋上立ち上がり部分を含む)	施工面積1㎡当たり 2,000円(※3) (上限200,000円)
	5 雨水利用設備 雨水タンクの容量が100ℓ以上で、屋根に降った雨を、雨どい等から取水するものであること	本体価格の50% (上限20,000円)
	6 断熱窓改修 次の条件を全て満たすもの ① 既設窓の改修であること ② 外窓交換、ガラス交換又は内窓の設置であること ③ 一室単位での施工であること ④ 熱還流率が4.65W/㎡・K以下に改善されること	施工経費の25% (上限100,000円)
	7 蓄電池システム 次の条件を全て満たすもの ① リチウムイオン蓄電池部分については、一般社団法人環境共創イニシアチブが補助対象機器として指定しているもの、又は同等と認めるもの	蓄電容量(※4) 1kWhあたり10,000円 (上限100,000円)

		② 太陽光発電システム、又は家庭用燃料電池（エネファーム）と常時接続されていること	
集合住宅用	8	太陽光発電システム 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)若しくは、IECEE(国際電気標準会議電気機器・部品適合性試験認証制度)に基づく認証機関による太陽電池モジュール認証をうけたもの	出力 1kW 当たり 100,000 円 (上限 300,000 円) ※1
	9	LED 照明設置 次の条件を全て満たすもの ① 照明器具の取り付け方が、つり下げ形、じか付け形、埋込み形又は壁付け形のものであること (卓上スタンド、その他のコンセント設備を使用するものは除く) ② 既設照明器具から LED 照明器具への交換工事を伴うこと ただし、以下は対象外とする ・LED 照明器具から LED 照明器具への交換 ・既設照明器具にそのまま LED ランプを装着すること ・既設照明器具の一部を改造する工事	施工経費の 50% (上限 300,000 円)

※1 kW は小数点第三位以下を切り捨てとする。

※2 日射反射率とは、第三者機関によって以下の試験方法・仕様に基づき測定されたものとする。

(1) 試験方法

JIS K5602 (塗膜反射率の求め方) に従うものとする。

ただし、以前 JIS R3106(板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法)又は JIS A5759 (建築窓ガラス用フィルム) に従って、測定・算出した資料があれば、その結果を使用することができる。

(2) 試験体仕様

溶融亜鉛メッキ鋼版 50mm×50mm(厚さ 1mm)に灰色(JIS Z8102:2001(物体色の色名に基づく)N6(マンセル表色系で明度が 6 の無彩色)の塗料を各メーカーの定める仕様に基づき塗布したもの。

注：ただし、試験体仕様と異なる色の塗料等については、当該塗料等と同等の製造技術により製造された塗料等が上記(1)及び(2)に定める方法により測定された結果をもって、当該塗料等の測定結果と推定する。

※3 施工面積は見積書等に記載された数値とし、 m^2 は小数点第三位以下を切り捨てとする。

※4 蓄電容量は一般社団法人 環境共創イニシアチブが認定した蓄電容量とする。

別表第2（第6条関係）

補助対象者区分	添付書類
共通	(1) 機器等の設置又は施工に係る見積書及びその内訳書の写し (2) 機器等の形状、規格等が助成要件を満たしていることがわかるパンフレット等 (3) その他区長が必要と認める書類
区内に居住する者又は居住する予定の者	個人住宅に共通 (1) 施工する住宅に居住していることが証明できる書類（3か月以内に発行された住民票、運転免許証の写し等）ただし、居住する予定の者は、完了報告時に提出すること (2) 賃貸住宅に設置する場合には、当該住宅の所有者の当該機器等を設置することについての同意書 (3) 所有者が複数いる住宅に設置する場合には、当該住宅の他の所有者から機器等を設置することについての同意書
	太陽光発電システム 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)若しくは、IECEE(国際電気標準会議電気機器・部品適合性試験認証制度)に基づく認証機関による太陽電池モジュール認証を受けていることが確認できる資料
	エネファーム 一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)に登録済の機種であることを確認できる資料
	高反射率塗装 見積書等に記載された施工面積の算定根拠となる図面及び計算式（屋根・屋上部分）
	断熱窓改修 施工する窓の位置及び数量が確認できる図面
	蓄電池システム (1) リチウムイオン蓄電池部分については、一般社団法人環境共創イニシアチブが補助対象機器として指定している機器であること、又は同等であることが確認できる資料 (2) 太陽光発電システム、又は家庭用燃料電池（エネファーム）が設置されていることが確認できる写真（蓄電池システムと同時に設置する場合は不要）

<p>業者等</p> <p>区内に集合住宅を所有又は所有しようとする中小企</p>	<p>集合住宅に共通</p> <p>(1) 発行後 3 か月以内の不動産の登記簿謄本（現在事項証明書又は履歴事項証明書）、又は発行後 3 か月以内の公共料金の請求書若しくは領収書の写しで機器を設置する集合住宅の住所、集合住宅名（所有者名）、発行者名の記載があるもの</p> <p>(2) 中小企業者（個人事業者含む。）等にあつては、最新決算年度の法人事業税又は個人事業税の納税証明書若しくはその写し。個人事業税が非課税の場合は、直近の確定申告書の写し</p> <p>(3) 所有者が複数いる集合住宅に設置する場合には、当該集合住宅の他の所有者から機器等を設置することについての同意書</p>
<p>区内にある集合住宅の管理組合等</p>	<p>集合住宅用太陽光発電システム</p> <p>(1) 一般財団法人電気安全環境研究所 (JET) 若しくは、IECEE (国際電気標準会議電気機器・部品適合性試験認証制度) に基づく認証機関による太陽電池モジュール認証を受けていることが確認できる資料</p> <p>(2) 集合住宅共用部への接続図面</p>